定　款

LiNKX 株式会社

第１章　　総　　則

（商号）
第１条　当会社は、LiNKX株式会社と称し、英文では、LiNKX, Inc.と表示する。

（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．経営戦略、ＩＴ戦略および業務改善に関するコンサルティング
２．ソフトウェア、アプリ、システムの企画、設計、開発、配信、販売、運用および保守
３．ソフトウェア、アプリ、システムの開発の受託およびそれに対する人材派遣
４．スタートアップおよび中小企業に対する投資、融資および経営指導ならびにそれらの仲介および斡旋
５．前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機関構成）
第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
１．取締役会
２．監査役
３．監査役会
４．会計監査人

（公告方法）
第５条　当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、２６，３９３，２００株とする。

（自己株式の取得）
第７条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　当会社の単元株式数は、１００ 株とする。

（単元未満株式についての権利）
第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
１．会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利
２．会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利
３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第１０条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

③　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第１１条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（基準日）

第１２条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

②　前項のほか、株主または登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を２週間前までに公告するものとする。

第３章　　株主総会

（招集）

第１３条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

（招集権者および議長）

第１４条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第１６条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②　会社法第３０９条第２項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１７条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　　取締役および取締役会

（取締役の員数）

第１８条　当会社の取締役は、７名以内とする。

（取締役の選任）

第１９条　当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任については、累積投票によらない。

（取締役の任期）

第２０条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

（代表取締役および役付取締役）

第２１条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役社長１名を選定し、必要に応じて取締役会長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（業務執行）

第２２条　取締役社長は会社の業務を統轄し、取締役会長、専務取締役、常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

（取締役の報酬等）

第２３条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第２４条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

② 当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役または支配人その他の使用人である者を除く。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

（取締役会の招集権者および議長）

第２５条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

② 取締役社長に欠員または事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２６条　取締役会は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して招集の通知を発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

② 取締役全員および監査役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第２７条　当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第２８条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第５章　　監査役および監査役会

（監査役の員数）

第２９条　当会社の監査役は、５名以内とする。

（監査役の選任）

第３０条　当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第３１条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

（常勤監査役）

第３２条　監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

（監査役会規程）

第３３条　当会社の監査役会に関する事項については、法令および本定款に定めるもののほか、監査役会で定める「監査役会規程」による。

（監査役会の招集通知）

第３４条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。

② 監査役の全員の同意があるときは、招集の通知をしないで監査役会を開催することができる。

（監査役の報酬等）

第３５条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第３６条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

② 当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章　　会計監査人

（会計監査人の選任）

第３７条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第３８条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第３９条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除および責任限定）

第４０条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、会計監査人との間に、同法第４２３条第１項の責任について、法令に定める最低責任限度額とする契約を締結することができる。

第7章　　計　　算

（事業年度）

第４１条　当会社の事業年度は、毎年7月１日から翌年6月３０日までの年１期とする。

（剰余金の配当）

第４２条　当会社の期末配当の基準日は、毎年6月３０日とする。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第４３条　当会社は、取締役会の決議により、毎年１２月末日における最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。

（剰余金の配当等の除斥期間）

第４４条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

② 配当金には利息をつけない。